事務局からのお知らせ（消費税申告が必要な方）

- 令和３年分の課税売上高が 1,000 万円を超えている。
- インボイス登録をされている。

消費税は申告方法によって納税額が異なる場合があります。申告方法別の納税額を確認されたい方や、令和５年に簡易課税制度の届出をしているが高額な資産の購入があった場合､ご相談は年内のご来会をお願い致します。

インボイス登録を行ったことで、消費税申告が必要になられた方は令和８年分の申告まで２割特例という経過措置があります。経過措置後の納税額を確認されたい会員様は年内の来会か令和６年４月１日以後にご来会をお願い致します。

消費税確定申告フローチャート

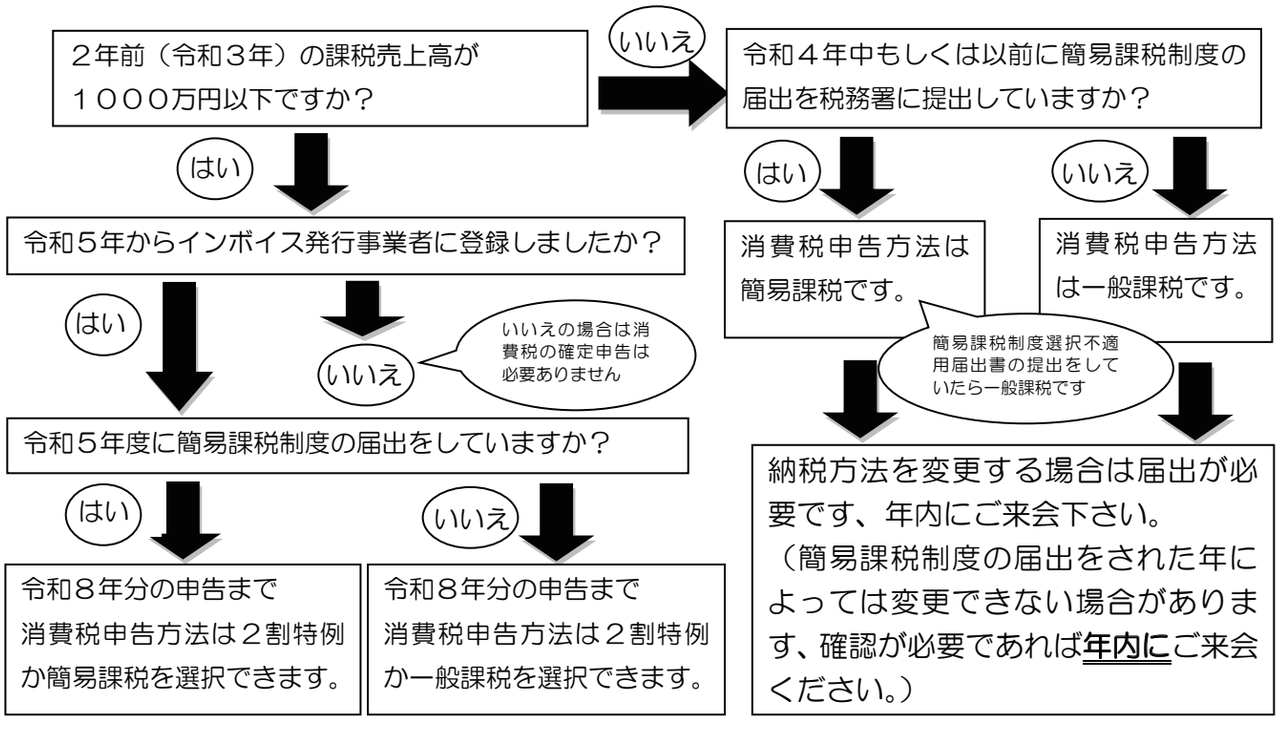

主な国税の納期限（法定納期限）及び振替日

令和5年　申告所得税及び復興特別所得税

納期の区分	法定納期限	振替日
確定申告	令和6年　3月15日(金)	令和6年　4月23日(火)
確定申告延納	令和6年　5月31日(金)	令和6年　5月31日(金)

令和5年　消費税及び地方消費税

納期の区分	法定納期限	振替日
確定申告(原則)	令和6年　4月　1日(月)	令和6年　4月30日(火)